

# 碧南市地域公共交通計画策定支援業務委託 提案書提出に係るプロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

本業務は、令和2年11月に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、市民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理し、碧南市にとって最も適し、かつ優れた企画提案を募集するためのプロポーザルを実施する

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

碧南市地域公共交通計画策定支援業務委託

### (2) 業務の内容

別紙「碧南市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり

### (3) 委託期間（契約期間）

1年目：契約締結の日から令和5年3月31日まで

2年目：契約締結の日から令和6年3月31日まで

※契約は単年度

### (4) 提案上限額（2年間）

10,073千円（消費税等相当額含む）

（内訳：令和4年度6,674千円、令和5年度3,399千円）

## 3 契約方法

本業務のプロポーザルで提出された企画提案関係書類に基づき、プレゼンテーション審査を行い、契約優先交渉権者を選定し、契約内容の協議を行う。また、本業務の目的達成のための必要と認められる場合には、協議により提案内容を一部変更したうえで業務仕様書を作成・変更する。なお、契約優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点者との協議を行うこととする。なお、「碧南市地域公共交通活性化協議会」との契約となる旨留意すること。

## 4 参加資格者

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとし、以下のすべての条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 碧南市契約規則第5条第1項及び第21条の規定による競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する希望営業種目の登録をしていること。

(3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日まで、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成20年4月1日）第4条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 過去5年間（平成29年度～令和3年度）に、地方公共団体、又は地域公共交通の活性化及び再生

に関する法律第6条で定める協議会発注の地域公共交通網形成計画又は地域公共交通計画に係る業務の請負実績があること。

## 5 実施スケジュール

内容	期日
公募の開始	5月16日(月)
質問書の受付	5月16日(月)から23日(月)
質問に対する回答	5月26日(木)までに随時
参加申出書の受付	5月16日(月)から27日(金)
提案書等の受付	6月6日(月)から10日(金)
書類審査可否通知(応募者多数により書類審査を実施する場合のみ)	6月15日(水)
プレゼンテーションの実施	6月23日(木)
評価結果の通知及び結果発表(碧南市ホームページ内)	6月27日(月)

## 6 参加申込み

上記参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認めない。

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 事業所(会社)概要(様式2)

### (2) 提出方法

提出書類をPDF化し電子メールに添付することにより提出すること。電子メールの表題は「碧南市地域公共交通計画策定プロポーザル参加申込(事業者名)」とし、メール送信後には、到着の有無を電話で提出先に確認すること。

### (3) 提出期間

令和4年5月16日(月)9時から令和4年5月27日(金)17時まで。

### (4) 提出先

碧南市地域公共交通活性化協議会事務局(碧南市経済環境部商工課商工観光係内)

電子メール [shoukoka@city.hekinan.lg.jp](mailto:shoukoka@city.hekinan.lg.jp)

電話 0566-95-9894

### (5) 参加資格の確認

提出書類を基に、参加資格の確認を行い、令和4年6月2日(木)までに参加資格の確認結果について、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

## 7 質問書の受付・回答

### (1) 質問

- ア 様式  
質問票(様式3)
- イ 受付期間

令和4年5月16日(月)9時から令和4年5月23日(月)17時まで

ウ 提出場所

碧南市地域公共交通活性化協議会事務局（碧南市経済環境部商工課商工観光係内）

E-mail [shoukoka@city.hekinan.lg.jp](mailto:shoukoka@city.hekinan.lg.jp)

TEL 0566-95-9894

エ 提出方法

メールにより提出し、送信後必ず着信確認を電話にて行うこと。メールの件名を「質問表（企業名）」とすること。

(2) 回答

質問と回答は、令和4年5月26日（木）までに随時ホームページで公表する。

また、公表することにより質問者の特殊な技術やノウハウその他正当な利益を害するおそれがあるため、質問者が公表を望まないものについては、公表を行わず個別に回答することができるものとする。公表の可否については、質問票（様式3）に記載欄があるので必ず記載すること。なお、記載がない場合は、公表可能とみなす。

(3) その他

受付時間外の質問及び指定した提出方法以外の質問は一切受け付けないものとする。

## 8 審査方式

(1) 公募型プロポーザル方式

審査については、プロポーザル評価委員会を設置し、審査を行う。なお、評価委員会は非公開とします。また、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

(2) 提案書の提出方法

ア 提出期間

令和4年6月6日(月)9時から令和4年6月10日(金)17時まで（必着）

イ 提出書類

① 業務受託実績（様式4）

※受託実績を証明する書類（契約書、又はテクリス）の写しを正本のみ添付すること。

② 業務実施体制（様式5）

③ 管理技術者の実績等（様式6-1）

④ 担当者の実績等（様式6-2）

※配置予定者の実績を証明する書類（テクリス、管理技術者届、又は業務計画書等）の写しを正本のみ添付すること。

同種業務とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画策定業務を言う。

⑤ 業務スケジュール（任意様式）

⑥ 実施方針（任意様式）

⑦ 本市の地域特性と公共交通の現状把握（任意様式）

⑧ 各種ニーズ調査の実施と分析手法（任意様式）

⑨ 地域公共交通計画の策定ポイント（任意様式）

⑩ 参考見積書（1年目、2年目の内訳）

ウ 用紙及びフォントサイズ等

- ・⑤はA 3 又はA 4 の縦又は横で1 枚まで
- ・⑥から⑨は合計で1 0 頁以内とする
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。ただし、図表の文字についてはこれによらない。
- ・片面印刷とし、余白は綴じ代として左側に最低2 0 mm確保すること。

(3) 提出場所

碧南市地域公共交通活性化協議会事務局（碧南市経済環境部商工課商工観光係）

(4) 提出方法

持参又は書留郵便

(5) 提出部数

紙媒体：7 部（正本1 部、副本6 部）

電子媒体：1 部(CD-R)

(6) その他

ア 失格要件

以下の項目に該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出した提案書に過不足がある場合
- (イ) 提出期限を超えて提案書を提出した場合
- (ウ) 提案書の内容に虚偽のあった場合
- (エ) 見積書の内容が上限を超えている場合
- (オ) 公募型プロポーザル参加申込書を提出した者が審査委員又は本業務委託に関し不当に接触を求めた場合
- (カ) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合

イ 応募提案の返還について

提出された提案書については、プロポーザル終了後も返却しないものとする。

ウ 著作権に関する考え方について

提案書に関する著作権については、提案各社に帰属するものとする。ただし、受注した技術提案書及び委託成果品の著作権については、本市に帰属するものとする。

エ その他留意事項

- (ア) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 6 社以上の企画提案がなされた場合は、一次審査として提出書類による事前審査を行い、プレゼンテーション審査を行う提案者を決定する。なお、一次審査を実施する場合、その結果について全提案者に通知する。

## 9 提案書の評価項目

(1) 基本事項（一次審査）

業務に取り組む体制が充実しているか評価する。

① 事業者に対する評価

- ・会社の業務実績
- ・業務実施体制

- ・ 工程計画書
- ・ 見積書 等

② 責任者に対する評価

- ・ 実務経験
- ・ 同種業務の実績
- ・ 手持ち業務量

③ 担当者に対する評価

- ・ 実務経験
- ・ 同種業務の実績
- ・ 手持ち業務量

(2) 提案内容

次の各テーマについての記述が、本市の特性を理解し、将来の課題や方向性が的確であるか、また、独創性や創意工夫が見られるか評価する。

- ① 提案者の計画策定に関する基本方針について
- ② 碧南市の地域特性と公共交通の現状分析について
- ③ 各種ニーズ調査の実施と分析手法について
- ④ 碧南市の地域公共交通に関する総合的な計画案の検討について
- ⑤ 独自の提案内容について

※得点の高い順に、第1位を最優秀者、第2位を次点者とする。

## 10 提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

(1) 期日

令和4年6月23日(木) ※時間は後日連絡

(2) 場所

碧南市役所(碧南市松本町28番地)

2階 会議室1 ※控室は2階 談話室5

(3) 実施方法及び留意事項

ア 提案時間は、準備撤収時間10分、技術提案書の説明20分、質疑応答10分とする。

イ 技術提案書の説明は原則として当市を担当予定の管理技術者が行うこと。出席者は管理技術者を含め3名以内とし、本事業を担当する責任者として配置予定の者は必ず出席しなければならない。

ウ 順番は提案書の提出順に行う。

エ 資料は原則としてあらかじめ提出した提案書のみで行うこと。ただし、プロジェクターの使用は可とする。なお、機材については、提案者が準備すること。

## 11 審査結果の通知

(1) プロポーザルの結果については、すべての参加者に対して文書で通知する。

(2) 評価基準により得点の高い順に、第1位を最優秀者、第2位を次点者とする。

(3) 提案者の提出が1件だった場合、評価基準の点数の合計の6割の得点があればその者を最優秀者とする。

## 12 その他

### (1) 提出後の変更の禁止

提案書に記載した内容は提出後の変更は認めない。また、提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、病気休暇、志望、退職等やむを得ない理由により、これを変更する場合は、市が認める当該担当者と同等以上の者でなければならない。

### (2) プロポーザルの中止

やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を碧南市地域公共交通活性化協議会もしくは、碧南市に請求することはできない。